

本通知は必ず、団内の指導者、保護者間で共有願います。

坂教生第 412 号  
令和3年9月29日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元利夫 (公印略)  
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

### スポーツ少年団の活動について

これまでの感染拡大に伴うスポーツ少年団の活動制限に対しご協力をいただき有難うございます。

さて、県下の警戒レベルが10月1日より警報に引き下げられることに伴い、市内少年団活動においても下記のとおり対応することとしましたので、適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

しかし、警報下であることを十分に鑑み、引き続き徹底した感染症対策を講じた上での活動を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況や県の警戒レベル等を踏まえて対応を見直す場合には、あらためて通知いたします。

#### 記

1 期 間 10月2日(土)から

- 2 活動内容
- ①通常の活動(練習)に加え、下記の条件を附して対外試合を可とする。
    - ・県内に限定する。
    - ・実施(参加)にあたっては最小限の人数に止める。
    - ・公式戦以外の交流戦(練習試合)、合同練習は、原則として、午前または午後の半日単位とし、昼食を挟まないよう留意すること。
  - ②県外で開催される公式戦に参加する場合、下記の通りとする。
    - 届出書等をスポーツ少年団事務局に提出のこと(大会等の内容によっては、自粛要請もあり得ます)。
    - ※届出書の様式は坂井市スポーツ協会のホームページ内にあります。

なお、団の活動及び大会等参加については引き続き本人と保護者の判断を尊重すること。

#### 【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課  
電話 50-3162(直通)  
メール [gakusy@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:gakusy@city.fukui-sakai.lg.jp)  
坂井市スポーツ協会 (坂井市スポーツ少年団事務局)  
電話 68-0123(直通)